

専務	局長	課長	係長		係

留萌産業会館 使用申込書

※ ①・② は、2部屋ご利用の場合

受付日：平成 年 月 日

使用日	年 月 日 () ~ 日 () の 日間				
時間帯	① 午前 / 午後： 時		午前 / 午後： 時	時	
	② 午前 / 午後： 時		午前 / 午後： 時	時	
住所	〒 -		電話		
			FAX		
氏名	印		申請者：		
			責任者：		
料理(仕出し)業者			ゴミ処理業者		
目的	①		人数	名	
正式タイトル	②				
使用室	大ホール	小ホール	開始時間	① (午前・午後)	時 分 ~
	大ホールA	大ホールB		② (午前・午後)	時 分 ~
使用料金	会場料	円	マイク代 (本)	円	合計 円

お客様控え

(切り取り線)

月 日 ()	会場料 円	マイク代 (本) 円	
~ 日 ()			
AM・PM 時 ~	合計		円

※ 上記申込用紙の 住所・氏名・印・目的[タイトル](会議・展示会の名称)
人数・開始時間 (準備の時間は除く) を記入の上、折り返しFAXして下さい。

◆ 会議 等で 2部屋 使用の場合、開始時間は、【例：① 役員会 ② 総会】、
展示会 等で使用の場合は、【例：① 搬入 ② 展示会】の 開始時間 をご記入下さい。

FAX (0164) 43 - 8322

※ 料金の支払いにつきましては、規定にもありますように 前払い をお願い致します。

振込先は、下記のとおりです。 【(注) 振込手数料は、御社で負担して下さい。】

○ 北洋銀行 留萌支店	(普) 3 1 8 6 2 2 7
○ 北海道銀行 留萌支店	(普) 0 1 4 4 8 1 3
○ 留萌信用金庫 中央支店	(普) 1 0 5 9 1 6 6

《 口座名義 》

留萌産業会館

会議・展示会・ビアパーティーなどで、出たゴミにつきましては、必ず、主催者側で処理願います！

産業会館使用規定

会館使用料については、**申し込みと同時に**、前払いをお願い致します。

1、開館時間 及び 閉館時間 は、下記のとおりです。

午前 9 時 ~ 午後 9 時まで（会館使用後の後片付け時間を含む）

1、搬入された商品などについては、一切責任を負いません。

1、駐車場は当館向いの駐車場をご利用下さい。【台数に限りがあります】

1、当館での宿泊はできません。

1、当館使用後は、必ず商工会議所事務局(夜直職員)に引き継いで下さい。(午後9時まで)

1、飲食を伴う場合は、必ず**白布**を使用して下さい。

1、当館は、全館禁煙となっております。

第5条 使用者の使用目的が風俗または社会の公安を害する結果になると認められるときは使用申込みは受付けない。

2、会議所は使用を承認した後においても次の各号の1に該当するときはその使用承認の条件を変更し、または使用を停止、もしくは使用承認を取消することができる。この場合使用者に損害を及ぼすことがあっても会議所は賠償の責は負わない。

イ、使用者が使用承認の条件または使用規定等に違反したとき。

ロ、本所の業務遂行に支障を来すと認められたとき。

ハ、商工会議所において公益を害する恐れがあると認められたとき。

ニ、暴力団並びに暴力団に関与するものであることが判明したとき。

ホ、公益上止む得ない事由を生じたとき。

第6条 使用者が前条の1に該当し、使用停止または取消しを受けても原則として既納の使用料は返還しない。

■ その他、利用者【参加者・関係者を含む】に起因する施設及び設備・備品等の毀損、汚損、紛失及び、管理・運営等に支障をきたした場合は、利用者による損害額を賠償していただきます。

■ 本規定に違反し、損害が発生した場合にも、損害賠償を請求することがございます。

※ 何か不明な点がありましたら、下記までご連絡下さい。

TEL (0164) 42 - 2058 担当:アラヤ

《 キャンセルについて 》

1、使用60日前までに使用取り消しの申出があった場合、全額返金致します。

1、使用30日前までに使用取り消しの申出があった場合、2分の1返金致します。

1、使用20日前までに使用取り消しの申出があった場合、3分の1返金致します。

1、使用19日以前に使用取り消しの申出があった場合、全額返金致しません。

《 規 定 》

- 1、 開館及び閉館時間は、次のとおりです。
午前 9 時 ~ 午後 9 時まで（ 会館使用後の後片付け時間を含む ）
- 1、 搬入された商品などについては、一切責任を負いません。
- 1、 駐車場は当館向いの駐車場をご利用下さい。（台数に限りがあります）
- 1、 当館での宿泊はできません。
- 1、 当館使用後は、必ず商工会議所事務局（夜直職員）に引き継いで下さい。
- 1、 飲食を伴う場合は、必ず白布を使用して下さい。
- 1、 当館は、全館禁煙となっております。

《キャンセルについてのお願い》

- 1、 使用60日前までに使用取り消しの申出があった場合、全額返金致します。
- 1、 使用30日前までに使用取り消しの申出があった場合、2分の1返金致します。
- 1、 使用20日前までに使用取り消しの申出があった場合、3分の1返金致します。
- 1、 使用19日以前に使用取り消しの申出があった場合、全額返金致しません。

（なお、使用料については、前払いとなっておりますので宜しくお願いします。）

※住所・氏名・目的（会議及び展示会の名称）・人数 開始時間（準備の時間は除く）・連絡先を記入の上、FAX でお申込み下さい。 FAX(0164)43-8322

※料金の支払いにつきましては、規定にもありますように前払いでお願い致します。
振込先は、下記のとおりです。

- 北洋銀行留萌支店（普）3186227
- 北海道銀行留萌支店（普） 0144813
- 留萌信用金庫中央支店（普）1059166

《口座名義》留萌産業会館 代表 塚本 壽三郎

※何か不明な点がありましたら、お電話下さい。

TEL(0164)42-2058

産業会館使用規定

第5条 使用者の使用目的が風俗または社会の公安を害する結果になると認められるときは
使用申込みは受け付けない。

- 2、 会議所は使用を承認した後においても次の各号の1に該当するときはその使用承認の条件を変更し、または使用を停止、もしくは使用承認を取り消すことができる。この場合使用者に損害を及ぼすことがあっても会議所は賠償の責は負わない。
 - イ、 使用者が使用承認の条件または使用規定等に違反したとき。
 - ロ、 本所の業務遂行に支障を来すと認められたとき。

ハ、商工会議所において公益を害する恐れがあると認めるとき。

二、暴力団並びに暴力団に関与するものであることが判明したとき。

ホ、公益上止む得ない事由を生じたとき。

第6条 使用者が前条の1に該当し、使用停止または取消しを受けても原則として既納の使用料は返還しない。

留萌産業会館

円卓テーブルの利用規則について

留萌信用金庫様より、ご寄贈いただきました円卓テーブルですが、下記のとおり利用規制をしますので、ご理解・ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

貸出しできる場合

◆ 記念祝賀会 ・ 結婚式 ・ 定時総会等の懇親会 のみ

- ① 料理（仕出し）業者が、必ず決まっていて、終了後は、責任をもって清掃・後片付けをしてくれること。
- ② 利用の時は、必ず白布をかけて使用すること。
※ 当館では、貸出しは行っておりませんので、主催者側で、用意をお願い致します。

ただし、① ② に該当しない場合は、貸し出しできません。

〈例〉 結婚式であっても、料理の持ち込みをした場合、使用は出来ません。
（仕出し業者が決まっていないため）

- ※ 会場設営・撤去の時、乱雑に取り扱うところを見た時は、今後一切円卓の貸出しは致しません。
- ※ なお、上記の行動により破損箇所を発見した時は、全額弁償して頂きます。

貸出しできない場合

◆ 演芸 ・ 物品販売 ・ 展示会 ・ ビアパーティー

- ➔ 大きい物や重い荷物を置いて使用した場合、破損原因になる。
- ➔ 参加者が、不特定多数のビアパーティーは、破損時の弁償請求に困るため。
（タバコの焦げ跡等）